

# 鹿児島労基

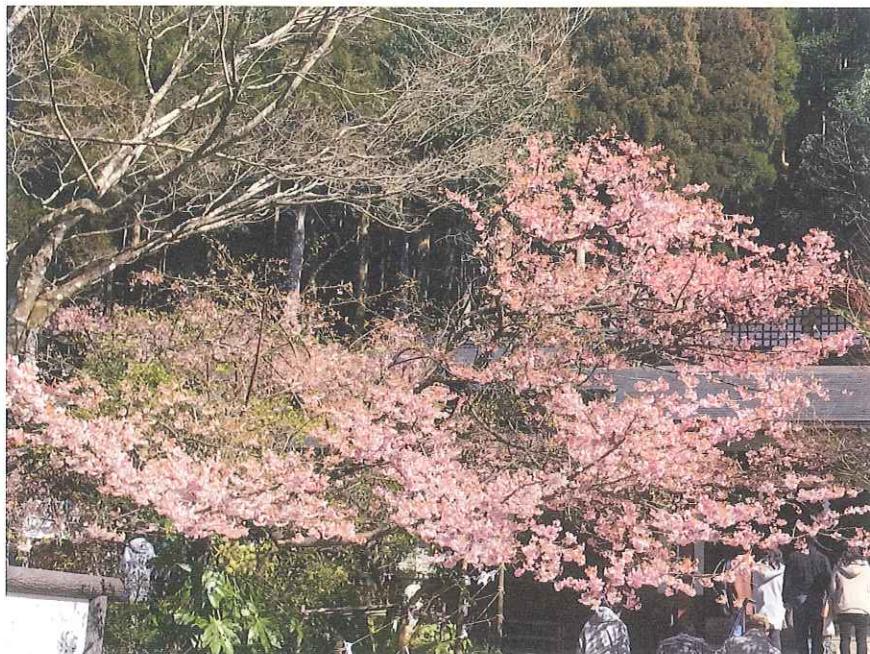
定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2018年(平成30年)

February 2月号

## 平成29年送検状況について



春の訪れ 藤川天神（薩摩川内市）

### 目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成29年送検状況について	2
平成29年度	
「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞のご案内	2
「36協定」を締結する際の書面による協定について	3～4
鹿児島県の最低賃金	5
災害に学ぶ～交通労働災害防止対策について～	6～7
障害者の法定雇用率が引き上げられます	8
平成29年 業種別死傷災害発生状況（12月末速報値）	8

工業製品等における石綿含有製品等の把握の徹底について	9
労働保険料の口座振替のご案内	10～11
はじめます、「無期転換ルール」について	12～13
中小企業「働き方改革」セミナー&個別相談会のご案内	13
医療分野の雇用の質の向上のための研修会	14
クローバーたより	15
平成30年度労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内	16
平成30年度大阪安全衛生教育センター開講講座のご案内	17
平成30年3月の講習開催のご案内	18

### さくらじま

▽産業医のルーツは軍医にあるという。軍医は、戦場で兵士の治療にあたるとともに、兵士がまだ戦えるかの判断もしていたと聞く。そういうえば、昨今の職場も戦場といえ、その中で労働者の健康管理にあたる産業医とは共通点があるかもしれない。

▽その産業医に求められる役割は、近年、益々重要になっている。メンタルヘルス対応や長時間労働者の面接指導、ストレスチェック制度に加え、昨年度からは、新たに治療と職業生活の両立支援の取り組みも始まっている。多忙な中、第一線で日々ご尽力されている産業医の方々に心から敬意を表したい。

▽直近の労働安全衛生調査では仕事や職業生活に関することで強いストレスを感じることがある労働者の割合は6割に達するとの結果

が出ており、ストレスにさらされている労働者の実態を示唆している。厚生労働本省は、平成30年度から始まる第13次労働災害防止計画案では職場等で相談できる労働者の比率を90%に引き上げる目標を盛り込むようである。

▽ところで、当県の産業医からみた事業場側の産業保健の理解度は「十分理解」「普通以上」を合わせても管理監督者で5割強、一般従業員では3割未満に止まるという調査結果もある。政府内では、働き方改革推進法要綱案に関し、産業医・産業保健の機能強化策が検討されている。しかし、本来、制度面以上に事業場側の産業保健活動についての理解は最も不可欠な事柄ではないだろうか。本年、産業保健について更なる啓発が進むよう念願し、取り組んでまいりたい。

# 平成29年送検状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局管内で平成29年は9件の労働基準法等違反事件を鹿児島地方検察庁に送検しました。その概要は次のとおりです。

No.	業種	概要	送検署	送検年月
1	社会福祉施設	労働条件通知書の未交付等（告訴）	鹿児島署	H29. 2
2	土木工事業	伐採関連作業における墜落防止措置（安全帯使用）の未実施	川内署	H29. 3
3	水産業	巻上げ機の運転業務の特別教育未実施	名瀬署	H29. 4
4	土木工事業	ロープ高所作業における墜落防止措置（安全帯使用）の未実施	名瀬署	H29. 6
5	金属製品製造業	コンテナ上での墜落防止措置（手すり設置）の未実施	鹿児島署	H29. 6
6	木材伐出業	木材伐出機械（グラップルソー）の用途外使用	鹿児島署	H29. 6
7	その他の建設業	小型移動式クレーンの無資格運転及び労災かくし	鹿児島署	H29. 9
8	旅館業	違法な長時間労働	鹿屋署	H29. 9
9	木材伐出業	走行集材機械の最大使用荷重超過	加治木署	H29.11

法令別にみると、労働基準法違反事件2件（No.1, 8）、労働安全衛生法違反事件7件（No.2, 3, 4, 5, 6, 7, 9）となっています。

労働基準法違反では、36協定で定めた時間外労働の上限時間を超える違法な長時間労働が行われていた事案を送検しておりますが、違法な長時間労働による送検は2年連続となっています。

労働安全衛生法違反では、墜落防止措置に関する措置義務違反、移動式クレーンの無資格運転、特別教育の未実施、機械の不適正な使用等により死亡等重篤な労働災害を発生させた事案であり、いずれも労働災害防止の基本的事項が守られていなかったものです。

鹿児島労働局では、長時間労働の解消、労働災害防止対策など、労働者の命と健康を確保するための監督指導を引き続き実施していくとともに、重大・悪質な事案については送検するなど厳正に対処することとしています。

## 平成29年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」 ～鹿児島県から1名が受賞～

鹿児島労働局健康安全課

厚生労働省は、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署において作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長141名を、平成29年度の「安全優良職長」として厚生労働大臣から顕彰しました。

鹿児島県からは、株式会社東野添建設（鹿児島市持木町）の河口満（かわぐちみつる）さんが受賞され、平成30年1月15日に厚生労働省講堂において顕彰式典が行われました。

この制度は、労働災害による休業4日以上の被災者数が約12万人（平成28年）に上る中、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的として平成10年度から始まり、今回で20回目となります。

労働災害を防止するためには、事業者がその責任を果たすとともに、労働者自身も、事業者が行う安全衛生管理活動に積極的に協力していくことが必要であり、特に作業を直接指揮する職長等の安全意識を高めることが重要です。

今回受賞されました河口さんに続き、次年度も多数の方が受賞されることを期待しています。

※「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われる。

事業主・労働者の皆さんへ

サブロク  
「36協定」を締結する際は、

労働者の過半数で組織する労働組合

その労働組合がない場合は

労働者の過半数を代表する者

との、書面による協定をしてください。

「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」締結の際は、その都度、当該事業場に①労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合、②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と、書面による協定をしなければなりません。

また、①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることはできません。

本リーフレットを参考に適切に締結を行っていただくようお願いします。

※36協定の締結・届出に代えて、労使委員会（労働基準法第38条の4第1項に基づくもの。）又は労働時間設定改善委員会の決議・届出により、時間外・休日労働を行うことができます。

## 1 過半数組合がある場合 過半数組合の要件

■ 事業場に使用されているすべての労働者の過半数で組織する組合であること

- 正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合でなければなりません。

36協定の締結時に、改めて、事業場の労働者数及び労働組合員数を確認し、過半数組合となっているかを必ずチェックしてください。

労働組合に確認しましょう！



労働組合員数  
すべての労働者 > 50%  
(パートなども含む)

## 2

過半数組合がない場合

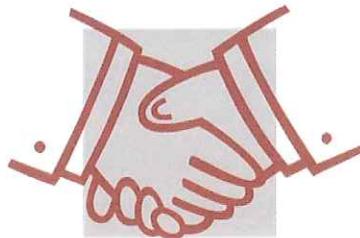
## 過半数代表者の要件と選出のための正しい手続

## ■ 労働者の過半数を代表していること

- 正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数を代表している必要があります。

## ■ 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出すること

- 選出に当たっては、正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めたすべての労働者が手続に参加できるようにする必要があります。
- 選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続（投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議）がとられている必要があります。
- 使用者が指名した場合や社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合には、その人は36協定を締結するために選出されたわけではありませんので、36協定は無効です。



## ■ 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと

- 管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。

36協定の締結に当たり、労働者側の当事者となる過半数代表者については、過半数代表者本人に聞くなどにより、次の3事項を必ず確認してください。



- ①労働者の過半数を代表していること
- ②その選出に当たっては、すべての労働者が参加した民主的な手續がとられていること
- ③管理監督者に該当しないこと

労働基準監督署に届け出た36協定は労働者に周知しなければなりません。

⇒周知しなかった場合、労働基準法第106条違反です（30万円以下の罰金）。

- （周知の具体例）
- ・常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
  - ・書面を労働者に交付する
  - ・磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H29.12)

# 鹿児島県の最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金！

## 地域別最低賃金

時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県 最低賃金 <b>737円</b>	平成29年 10月1日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

## 特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	<b>765円</b>	平成30年 1月6日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋸はり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	<b>799円</b>	平成29年 12月22日	次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	<b>737円</b>		左記の最低賃金は、平成29年度は改正がありませんでした。 このため、平成29年10月1日から鹿児島県最低賃金737円以上の支払いが必要となります。

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。  
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

### ●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精勤手当、通勤手当、家族手当

### ●最低賃金に関する基礎調査、賃金構造基本統計調査にご協力をお願いします。

最低賃金に関するお問い合わせ先 鹿児島労働局賃金室(☎099-223-8278) 又は最寄りの労働基準監督署

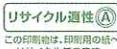
### 《ご存知ですか？ 最低賃金引上げ支援 業務改善助成金》

お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室(☎099-223-8239) 又は  
鹿児島県最低賃金総合相談支援センター(鹿児島県労働基準協会内 ☎0120-898-930)

## 鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

最低賃金電話サービス ☎099-223-8881



## 災害に学ぶ

### 「交通労働災害防止対策について」

=暴走する一般車両から身を守る=

鹿児島労働局健康安全課

#### 【はじめに】

鹿児島県内における、平成28年の労働災害発生状況は、死亡者数20人、死傷者数（休業4日以上）1985人でしたが、昨年は、11月末の未確定値で、死亡者数12人、死傷者数1641人となり、平成28年同期と比べ、死亡者数で5人、死傷者数で43人の増加となりました。

そのなかで、交通労働災害（道路上）の状況は、次のとおりとなっています。

#### [平成28年]

死亡者数・・・2人  
死傷者数・・・106人

#### [平成29年（11月末）]

死亡者数・・・5人  
死傷者数・・・101人

このように、依然として年間100人を超える労働者が交通労働災害で被災しており、その内、数人の方が尊い命を落とされている現状から、労働災害防止を図るうえで、交通労働災害防止対策を講じることは重要であると言えます。

今回は、交通労働災害のうち、道路上の工事現場で発生した事例を紹介し、暴走する一般車両から身を守る方策について考えてみたいと思います。

#### 【災害事例】

##### 〈事例一〉

市道の片側車線をカラーコーンで囲った水道工事現場内に、対向車線を走行してきた脇見運転の軽トラックがカラーコーンを跳ねとばして突入し、これに作業員一人がはねられたもの。

##### 〈事例二〉

通行規制された国道をカラーコーンで囲み、その内側で誘導員が交通誘導を行っていたところ、そこに居眠り運転の軽自動車が突入し、誘導員二人がはねられ、うち一人が死亡したもの。

#### 【災害発生原因と対策】

##### 〈事例一〉

##### 直接原因

脇見運転の軽トラックが現場内に突入してきたこと。

#### 間接原因

車両が突入するおそれのある現場周囲に、被害程度を軽減させるための措置（クッションドラム等の設置）がなされていなかったこと。

#### 対策

車両が突入するおそれのある現場に、被害程度を軽減させるための措置を行うこと。

#### 〈事例二〉

##### 直接原因

居眠り運転の一般車両が現場内に突入してきたこと。

#### 間接原因

車両が突入するおそれのある現場周囲に、被害を軽減させるため車両を強制的に停止させる装置（車両の前輪が乗り上げ制動がかかる）が設置されていたものの、その設置場所と誘導者の間隔が短く、有効に機能しなかったこと。

#### 対策

車両が突入するおそれのある現場周囲に施す被害程度を軽減させるための措置については、これが有効に機能する場所及び方法で設けること。

#### 【緩衝材の有効な活用】

以上、二つの事例を紹介しましたが、いずれの現場も警告表示等を設置し、一般車両に対する注意喚起のための措置を行っていました。

しかしながら、脇見や居眠りによる、いわゆる“暴走車両”に対しては効果がなかったわけです。

また、事例一ではクッションドラム等の被害軽減措置がなく、それに対し、事例二ではクッションドラムに代わる、車両を強制的に停止させる装置が配置されていましたが、その設置場所が交通誘導員の位置に近かつたために、結果として効果がありませんでした。

ちなみに、この車両を強制的に停止させる装置の仕様書には、大型車両や高速車両等を考慮すると設置間隔は20メートル以上とるように記載されていましたが、本現場では10メートルほどしか間隔がありませんでした。

道路工事現場では、道路状況に合わせて掲示物の設置や交通誘導員の配置等、様々な対策がとられております。道路状況は様々ですから、一律の対応は難しい面がありますが、可能な限り十分な距離をとってクッションドラム等の緩衝材等を設置し、万が一の事態に備えることが必要と思われます。

なお、クッションドラムの設置に際しては、これに土壤・水等を入れなければ、その効果は発揮しませんので、この点も十分認識し、有効な対策を講じていただきたいと思います。

## 【車道に立ち入らない】

もう一つの対策としては、そもそも交通誘導員が、車道に立ち入らない（立たない）ことも有効な対策でしょう。

車道の中だけではなく、歩道やガードレールから交通誘導員の指示が見えにくくなる、といったことから、これも一律には難しいかもしれません、危険な箇所には立ち入らないというのが、基本の考え方です。

## 【おわりに】

交通事故は、必ずしも仕事中だけに発生するものではなく、特定の業種に限って起こるものでもありません。

また、常に加害者にも被害者にもなり得ます。

今回紹介しました二つの事例は特殊なケースと思われるかもしれません、いつでも起こる可能性があります。

今回は、「被害者」の側の対策として考えてみましたが、「加害者」にもなることがないようにしなければなりません。

今回のような災害事例等を参考に、被害者・加害者それぞれの立場で、対策を考えてみてください。

## 業種別・事故の型別 死亡災害発生状況（全国）

[人]

		H24	H25	H26	H27	H28
業種別	全産業	1,093	1,030	1,057	972	928
	製造業	199	201	180	160	177
	建設業	367	342	377	327	294
	陸上貨物運送事業	134	107	132	125	99
事故の型別	墜落・転落	271	266	263	248	232
	交通事故(道路)	251	233	232	189	218
	はざまれ・巻き込まれ	157	132	151	128	132
	激突され	72	76	97	67	78

出典：死亡災害報告

## 業種別・事故の型別 死傷災害発生状況（全国）

[人]

		H24	H25	H26	H27	H28
業種別	全産業	119,576	118,157	119,535	116,311	117,910
	製造業	28,291	27,077	27,452	26,391	26,454
	建設業	17,073	17,189	17,184	15,584	15,058
	陸上貨物運送事業	13,834	14,190	14,210	13,885	13,977
	小売業	13,099	12,808	13,365	13,030	13,444
	社会福祉施設	6,480	6,831	7,224	7,597	8,281
	飲食店	4,375	4,416	4,477	4,687	4,791
事故の型別	転倒	25,974	25,878	26,982	25,949	27,152
	墜落・転落	20,275	20,182	20,551	19,906	20,094
	動作の反動・無理な動作	14,191	13,914	14,191	14,420	15,081
	はざまれ・巻き込まれ	15,802	15,276	15,238	14,513	14,136
	交通事故（道路）	8,352	8,312	8,266	8,013	8,125
	切れ・こすれ	9,258	9,038	8,704	8,423	8,117

出典：労働者死傷病報告

## 【平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げられます。】

鹿児島労働局職業対策課

県内民間企業の障害者の実雇用率は、2.22%（平成29年6月1日現在）と、法定雇用率2.0%を上回っています。

しかしながら、個別の企業でみると38.3%の企業が法定雇用率を達成できていない状況です。

この、法定雇用率が平成30年4月1日から2.2%に引き上げられます。

障害者を雇用しなければならない民間の事業主の範囲も従業員50人以上から45.5人以上となります。

さらに平成33年4月までには、2.3%に引き上げられ、事業主の範囲も従業員43.5人以上へと広がります。

事業主の皆様におかれましては、雇用支援制度等を活用しながら、障害者雇用の促進に努めていただきますようお願いいたします。

【問合せ先】鹿児島労働局職業対策課 ☎099-219-8712  
県内 各ハローワーク（公共職業安定所）

## 県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成29年11月分】

県内有効求人倍率	1.25倍（前月比0.03P増）
全国有効求人倍率	1.56倍（前月比0.01P増）

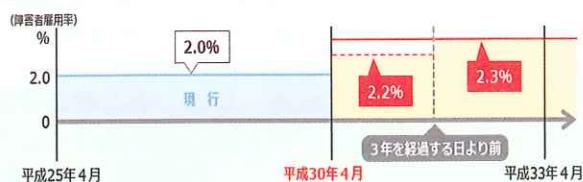
県内正社員有効求人倍率	0.90倍（前年同月比0.17P増）
全国正社員有効求人倍率	1.09倍（前年同月比0.14P増）

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、平成29年11月の県内有効求人倍率は統計開始以来過去最高となり、19か月連続で1倍台を推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善傾向にあります。産業によって求人の増減にばらつきがみられるところから、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

県民民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
未達成企業の割合（%）	43.8	42.2	41.0	38.5	38.3
障害者実雇用率（%）	2.02	2.02	2.09	2.16	2.22



## 各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

## 【障害者雇用安定助成金】

## ● 障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース

がん等の病気を抱える労働者の病状や治療内容などに応じた、治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主に対して、10万円の助成金が支給されます。この助成金により、企業における労働者の雇用維持の取り組みを支援します。

治療と仕事の両立支援とは、反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者、または、障害のある労働者の、治療と仕事の両立を支援するために、企業が一定の就業上の措置を行うことを言います。

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8712）へお問い合わせください。

## 平成29年 業種別死傷災害発生状況（平成29年12月分 速報版）

鹿児島労働局

	平成29年		平成28年		増減数
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	
全産業	1826	18	1780	17	46
1 製造業	360	1	346	1	14
1 食料品製造業	228	1	207	1	21
4 木材・木製品製造業	25		17		8
9 窯業土石製品製造業	18		15		3
11～12 金属製品製造業	28		18		10
13～15 機械機具製造業	19		28		-9
上記以外の製造業	42		61		-19
2 鉱業	6		5		1
3 建設業	297	8	279	3	18
1 土木工事業	110	2	115	2	-5
2 建築工事業	135	4	131	1	4
3 その他の建設業	52	2	33		19
4 運輸交通業	179	3	194	2	-15
1 鉄道・航空機業	9	1	8		1
2 道路旅客運送業	16		25		-9
3 道路貨物運送業	153	2	160	2	-7
4 その他の運輸交通業	1		1		
5 貨物取扱業	30	1	20		10
1 陸上貨物取扱業	9		10		-1
2 港湾運送業	21	1	10		11
6 農林業	95	1	90	5	5
1 農業	49		40		9
2 林業	46	1	50	5	-4
7 畜産・水産業	97	1	78	1	19
8 商業	231	1	230	3	1
1 鉄道業	37		29		8
2 小売業	167	1	164	3	-2
3 理美容業	3		2		1
4 その他の商業	24		35		-11
9 金融・広告業	23		22		1
11 通信業	18		12		6
12 教育・研究業	19		14		5
13 保健衛生業	244		249		-5
1 医療保健業	98		95		3
2 社会福祉施設	142		151		-9
3 その他の保健衛生業	4		3		1
14 接客娯楽業	109		117		-8
1 旅館業	27		25		2
2 飲食店	57		61		-4
3 その他の接客娯楽業	25		31		-6
上記以外の事業	118	2	124	2	-6
10 映画・演劇業					
15 清掃・と畜業	59	1	63	1	-4
16 官公署				4	-4
17 その他の事業	59	1	57	1	2
陸上貨物運送事業（4～3・5～1）	162	2	170	2	-8
第三次産業（8～17）	762	3	768	5	-6

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



# 工業製品等における石綿含有製品等の把握の徹底について

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成29年12月22日付け鹿児島労働局労働基準部健康安全課長より当協会長へ工業製品等における石綿含有製品等の把握の徹底について別紙のとおり要請がありました。

関係事業場におかれましては、石綿含有部品の把握を徹底していただきますようお願い致します。

(別紙)

事務連絡  
平成29年12月22日

鹿児島労働局労働基準部  
健康安全課長

## 工業製品等における石綿含有製品等の把握の徹底について

石綿等（石綿又は石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物）の製造、輸入、譲渡、提供及び使用は、平成7年や平成16年の一部禁止を経て、平成18年9月1日に全面禁止されました。一方で、禁止日時点では機械に組み込まれていた石綿含有部品などは、引き続き使用されている間に限り禁止が除外されるため、現在でも工業製品などに存在しています。

こうした石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づき労働者の石綿ばく露防止措置を講じる必要があります。厚生労働省ではこれまで累次に渡って周知徹底を図ってきましたが、部品に石綿が含有されていることが把握されておらず、適切な措置が講じられなかった事例が散見されています。

こうしたことから、厚生労働省において、今般、添付のリーフレットのとおり、こうした石綿の把握漏れ事例について取りまとめました。

本リーフレットでは、石綿含有部品の把握漏れをなくすための5つの対策をあげ、実際に発生した事例（対策が不十分であった例）を紹介しておりますので、この内容も参考にしていただき、石綿含有部品の把握を徹底いただきますようお願い申し上げます。

なお、本リーフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しております。

### 【掲載ページ】「石綿パンフレット等 厚生労働省」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>

検索キーワード「石綿 パンフレット」

製造業や鉄道業などの皆様へ

### 機械設備の石綿含有部品を把握していますか？

石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、  
「石綿障害予防規則」に基づき、  
労働者に対する「石綿ばく露防止措置」が必要です。

石綿（アスベスト）は平成18年9月1日に使用などを禁止めました。  
ただし、禁止時点で機械に組み込まれていた石綿含有部品などは、引き続き使用されている間に限り禁止が除外されるため、現在でも存在しています。

そうした石綿含有部品を交換・廃棄などする際は、労働者に対して「石綿障害予防規則」に基づいて「石綿ばく露防止措置」を講じる必要がありますが、部品に石綿が含有されていることが想定されかねない、適切な措置が講じられなかった事例が散見されています。

本リーフレットでは、石綿含有部品の把握漏れをなくすための5つの対策をあげ、実際に発生した事例（対策が不十分であった例）を紹介します。把握の徹底をお願いします。

当用語としている用語は、「[社名]等に対する石綿含有部品の把握漏れについて」（平成20年12月1日基質化発1202号1号）による用語で、事業者からの報告等により、前項の用語等が整理したものです。

**1 石綿に関する情報を、部署間で共有してください。**

機械設備の石綿に関する情報が一部の部門でまとまると、削除や改修などを行う他の部門において石綿含有部品の把握・確認が難しくなります。それにより、必要な措置が講じられないまま部件などの作業が行われるおそれがありますので、必要な部門の全てで情報を共有するようお願いしてください。

事例① 機械設備について定期点検部門では石綿の含有を把握していたが、その他の部門でその情報を把握していませんでした。

事例② 機械設備について設備部門では石綿の含有を把握していたが、解体業者に発注する部門でその情報を把握していませんでした。

**2 関係する全ての作業で、石綿の含有を確認してください。**

石綿を含有する機械設備を扱う際は、解体だけでなく、改修など他の作業でも労働者の石綿ばく露防止措置が必要です。そのため、石綿含有部品のある部品を扱う全ての作業において、石綿含有部品の有無を確認してから行なうようお願いしてください。

事例③ 機械設備の解体時には石綿含有部品の有無を確認していたが、改修時には石綿含有部品の有無を確認していませんでした。

### 3 謙譲時には、謙譲先に石綿の情報を伝達してください。

機械設備を謙譲する場合は、謙譲先でも機械設備の石綿含有情報を把握することが必要です。謙譲・提供者は、石綿含有部品が使用された機械設備の譲渡などの際に、石綿の含有の有無（不明の場合には、不明である旨）を伝達してください。また受け取る側も、謙譲・提供元に対して確認をしてください。

事例④ 機械設備について謙譲を受けた際に、石綿含有情報を伝達を受けていなかっただため、石綿含有の可能性について気づかなかった。

### 4 石綿の情報を正しく整理して、確実に把握してください。

機械設備など石綿含有部品が多く使用している機械設備については、全ての部品や部品などについて、石綿の含有を確認してください。

平成18年に石綿含有部品が禁められた当時、部品メーカーに対して、石綿含有部品を包的に確認するよう依頼したが、行政指導を契機に改めて部品ごとに確認を依頼した結果、部品メーカーとの連絡内容に漏れがあることが分かった。

事例① 鉄道車両の石綿含有情報を車体と台車に分けた管理しており、車体の石綿情報は処分業者に伝達していたが、台車の石綿情報を伝達していないかった。

事例② 鉄道車両について、車のスリップ板には石綿が含有するものがあることが広く知られているため、社内で「スリップ板」と呼称していた部品は調査していたが、スリップ板類似品である心臓リッシュや台車輪箱支持装置内子について調査を行っていないかった。

事例③ 一般的に石綿含有の可能性が知られている部品（鉄道車両のスリップ板）であるにも関わらず、石綿含有の有無を確認していませんでした。

事例④ 防音壁について、製造企業の仕様書では「ノンアスベスト」と記載されていたが、実際には石綿が含まれていた。経緯は明確でないが、製造当時は禁止されていない「クリソターリル」が含まれていた。

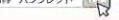
### 詳しくは

労働安全衛生法令のご不承認などは  
厚生労働省HPをご覧ください。鹿児島の都道府県労働局、  
労働基準監督署にお問い合わせください。



### 『石綿パンフレット等 厚生労働省』

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>



事業主・労働保険事務組合の皆さんへ

# 労働保険料は口座振替が便利です！

**労働保険料および一般拠出金の納付には、  
口座振替が利用できます。**

## 「口座振替による納付」のメリット

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ② 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。  
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③ 手数料はかかりません。
- ④ 保険料の引き落としに最大約2ヶ月ゆとりができます。



保険料を延納（分割納付）している場合には、  
第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日(※)	1月31日(※)
口座振替による 納付日 (引き落とし日)	<b>9月6日</b>	<b>11月14日</b>	<b>2月14日</b>
ゆとり日数	<b>58日</b>	<b>14日</b>	<b>14日</b>

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ  
11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きについては、裏面をご覧ください。→→→



## かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

### ① 申込用紙入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

### ② 金融機関の窓口へ提出

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関では取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

#### ＜各期の申込締切日・口座振替日＞

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日							口座振替 納付日 9月6日					
第2期							申込 締切日 8月14日		口座振替 納付日 11月14日				
第3期								申込 締切日 10月11日	口座振替 納付日 2月14日				

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

## 引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

## ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り2か月

## はじまります、「無期転換ルール」

### 無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

### 対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

### 企業の皆さんへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

### 有期労働契約で働く皆さんへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

#### 雇止めについて

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

### 「無期転換ルール」に関する情報はこちら

#### 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。<http://muki.mhlw.go.jp/>

[無期転換サイト](#) [検索](#)



厚生労働省 鹿児島労働局



有期労働者の無期転換ポータルサイト - 共同募集中にご活用ください - 厚生労働省

[就業規則・アドバイスなどの方へこちら](#) [厚生労働省へ](#)

\ 無期転換ルールで実現する！  
雇止めの不安がない生活！

[無期転換の概要](#)
[導入ガイド](#)
[導入企業事例](#)
[導入実績](#)
[Q&A](#)

~ 無期転換ルールの概要と導入支援策 ~  
 無期転換ルールとは労働契約法の改正により、同一労働者（企業）との間に、有期労働契約が複数更新されて5年を超えたときに、労働者が手書きによって無期労働契約に転換されるルールです。  
 厚生労働省では、労働契約法の無期転換ルールに基づく無期転換の申請が平成29（2018）年7月から本格的に行われることを促進、手続きを簡素化しています。ぜひご活用ください。

## 無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について (第二種計画認定・変更申請)

### 継続雇用の高齢者の特例とは？

- 無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、**有期雇用特別措置法**（※1）により、
    - ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
    - ・定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）
- については、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。
- 特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する都道府県労働局（※2）に認定申請を行う必要があります。

※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第6条：平成27年4月1日施行

※2 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

【例：定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合】



※ 正社員、無期転換ルールにより無期となった社員などすべての無期契約労働者

### 対象となる労働者

- 定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者。

※ 高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続いて雇用される場合も対象となります。

※ ただし、定年後、グループ会社ではない企業に再就職した場合は特例の対象とならず、通常どおり無期転換ルールが適用されます。

～パート等非正規雇用労働者の待遇改善を考えてみませんか～

### 中小企業「働き方改革」セミナー&個別相談会のご案内

鹿児島労働局雇用環境均等室

（鹿児島労働局委託事業 「非正規雇用労働者待遇改善支援事業」）

- |                                  |
|----------------------------------|
| ◇日 時 平成30年2月7日（水）13:30～16:00     |
| ◇場 所 鹿児島サンロイヤルホテル（鹿児島市与次郎1-8-10） |
| ◇内 容                             |
| (1) 非正規雇用労働者の待遇改善の取組について         |
| * 同一労働同一賃金ガイドライン案について            |
| (2) 「働き方改革」実現に向けた対策について          |
| * 関連制度、助成金の活用について                |
| (3) 個別相談会                        |

〔問合先〕鹿児島非正規雇用労働者待遇改善支援センター（鹿児島県社会保険労務士会）

TEL099-257-4823 FAX099-257-2219

# 医療分野の雇用の質の向上のための研修会

主催:鹿児島県医療勤務環境改善支援センター

## 医療の勤務環境改善は病院の経営戦略

**【講 師】 聖ルチア病院 院長 大治太郎先生**

聖ルチア病院は週35時間と日本の病院のなかで、労働時間が一番短い病院です。  
福岡県と久留米市から子育て支援や勤務環境改善について表彰を受けており、  
福岡県のモデル病院でもあります。今回は取組実践事例をご講演いただきます。

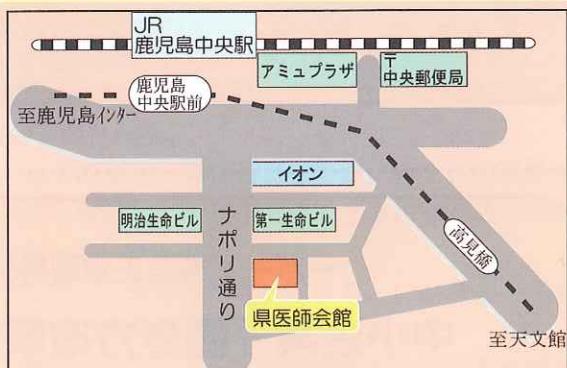
**【日時】 平成30年2月23日(金)  
18:00～20:00 (受付17:00より)**

1. 「医療の勤務環境改善は病院の経営戦略」  
講師:聖ルチア病院 院長 大治太郎先生
2. 「勤務環境改善は医療・介護から」  
講師:医業経営アドバイザー 水上朝雄氏

2月16日(金)までに 本申込書をFAXで鹿児島県医療勤務環境改善支援センターへお送りください  
FAX : 099-813-7741  
(連絡先) 鹿児島県医療勤務環境改善支援センター事務局  
TEL : 099-813-7731 (担当 : 渡辺)

**無 料**

鹿児島県医師会館 3階  
鹿児島県鹿児島市中央町8番地1



**受講申込書** このまま切り取らずに FAX 099-813-7741 にお送りください。

病院名	お名前	電話番号

\* 保健師からお届け  
クローバーたより \*

ヘルスサポートセンター鹿児島

健康第一 クロ葉さん♪

クロ葉さんの健康への道は  
まだまだつづく...

### 出番ですよー!! おいの健康法 40代 男性 【鹿児島市在住】

私は動物や楽しいことが好きです。動物にふれあったり、面白いことでリラックスができます。心が楽しくリラックスした状態では体の抵抗力が上がったり血圧が穏やかになったりして健康状態が良くなるそうです。

おいも参考にさせて下さい!  
次はわいの番だぞ!  
バトンタッチ!!

## 良好な腸内環境はいいことだらけ!!

ヒトの腸管には多くの細菌が生息しており、大きく分けて善玉菌、悪玉菌、どちらでもない日和見菌に分類できます。

腸内細菌のバランスのいい腸内環境は

**免疫力アップ、肥満予防に疾病予防(がんや糖尿病、うつ病)!!**

### 腸内細菌のベストバランス



食物繊維が好物です! 食中毒菌や病原菌による感染の予防や発癌性をもつ腐敗産物の产生を抑制する腸内環境をつくります

勢力の強い菌の味方になります

発がん性物質や有害物質をつくります! 動物性脂肪の摂りすぎ、不規則な生活、ストレス、便秘で増えます

### 食生活は腸内環境に影響を与えます!

#### 日々の食事に積極的に取り入れたい食材をご紹介!!

腸内細菌がしっかりと働くための有効食材

善玉菌アップ食材 (水溶性食物繊維、乳酸菌)	日和見菌を元気にする食材 (発酵食品)	腸内細菌が脳へお届けします! 幸せホルモンが出る食材 (良質なたんぱく質)
オクラ YOGURT バナナ ヨーグルト	納豆 YOGURT キムチ	鮭 みそ 卵 豆腐 牛乳 さんま
椎茸 さつまいも わかめ 豆類	きやべつ しめじ ねぎ 人参	ごぼう 唐辛子 生姜
腸内の掃除をする食材 (不溶性食物繊維)	腸内細菌の大敵! 活性酸素を抑える食材 (野菜・果物)	腸の働きを低下させる低体温!! 低体温改善食材 (温性の食品)

### ~腸内環境チェック法~

腸内環境が健康的な便は

色: 黄色~黄色がかった褐色 臭い: 臭いがあっても臭くない

形: やわらかいバナナ状

**※黒っぽくて悪臭がある便は悪玉菌が多いサイン!!**

<参考文献> Dr.クロワッサン 免疫力アップ、痩せる、若返る 腸内フローラ健康法

\*\*\*\*\*



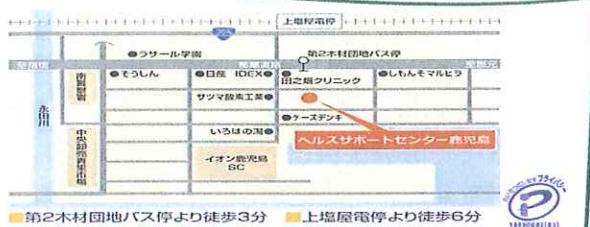
絶好調  
心身共に  
整えて  
腸の中を  
食べ物で

クロ葉  
心の狂句

### 健康の保持・増進のお手伝いをします!!

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会  
ヘルスサポートセンター鹿児島  
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



## 平成30年度



協会シンボルマーク

労働安全衛生法に基づく

## 各種免許試験案内(学科)

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

九州安全衛生技術センター

〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号

TEL 0942-43-3381

http://www.kyushu.exam.or.jp/ FAX 0942-44-0844

平成30年4月から平成31年3月までの間に当センターで実施する免許試験の日程は下記のとおりです。

## 1 学科試験日時

試験前の説明がありますので、試験開始時刻の15分前までに入室してください。

試験月 試験の種類	上期日程						下期日程						試験開始 時刻	試験終了 時刻
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
特級ボイラー技士							1						10:00	16:10
一級ボイラー技士	4			4				1			15		10:00	15:30
二級ボイラー技士	16	9	20	24	2	26	9	6	17	9	6	6	13:30	16:30
☆特別ボイラー溶接士						3					1		13:30	16:00
☆普通ボイラー溶接士						3					1		13:30	16:00
ボイラー整備士				19							14		13:30	16:00
☆運転士	限定期なし	11	15				13	18		12	17	14	13:30	16:00
クレーン限定	11	15	5	5	1	13	18	28	12	17	7	14		
床上運転式限定	11						18						13:30	16:00
デリック限定免許解除試験							18						13:30	【注】
☆移動式クレーン運転士		8		11		5		5		23		5	13:30	16:00
☆揚貨装置運転士	20												13:30	16:00
発破技士			12						11				13:30	15:30
ガス溶接作業主任者			12						11				13:30	16:30
林業架線作業主任者									11				13:30	16:30
第一種衛生管理者	17	10	13	9	6	12	4	14	13	18	5	4	13:30	16:30
第二種衛生管理者		22	26	25	27	25	24	21	18	19	19	25		
高圧室内作業主任者		23											10:00	15:30
工業クランク作業主任者		17				27		20		22			10:00	15:30
ガシマ線透過写真撮影作業主任者		23											10:00	15:30
潜水士	9			18			3				8		10:00	15:30

(注) 1. 試験日程欄の数字は学科試験の実施日です。

2. ☆印は学科試験合格後に実技試験が行われます。(詳しくは別の実技試験案内をご覧ください。)

3. 当センターでは各種の技能講習及び受験準備講習は一切行っていません。また参考書等も取扱っていません。

4. 3月9日(休業日の衛生管理者試験日)は受験申請書の受付は行いません。

【注】 試験終了時刻はクレーン限定免許解除試験、床上運転式クレーン限定免許解除試験は14:45、デリック限定免許解除試験は15:30です。

## ◎ 平成30年度における地区出張特別試験について

北九州、宮崎、鹿児島、熊本、長崎、大分、宮古、沖縄本島、佐賀の各地区で実施する予定です。

受付方法(場所)等が異なりますので、受験を希望される方は各地区的労働基準協会等、または当センターで、出張特別試験案内をお求めください。なお、当センターホームページからでもダウンロードができます。

作業環境測定士試験予定日：平成30年8月22・23日、平成31年2月12日（二種のみ）

労働安全・労働衛生コンサルタント試験予定日：平成30年10月16日

※詳しくは別途作成の試験案内をご覧ください。

平成30年度

# 大阪安全衛生教育センター

## 開講講座のご案内

中央労働災害防止協会・大阪安全衛生教育センターでは、

職長教育・特別教育などの各種安全衛生教育の企業内講師（トレーナー・インストラクター）や安全衛生の管理スタッフなどを養成するための研修を実施しております。

当センターの講座を修了された方は今までに約125,000人（平成30年9月末現在）に達し、各企業の安全衛生のリーダーとして活躍されています。

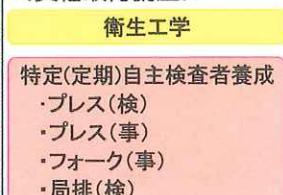
皆様のご受講を心よりお待ちしております。



＜安全衛生担当者・各種安全衛生指導者対象講座＞



＜資格取得講座＞



＜局排設計者養成講座＞

局排設計

中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター

〒586-0052 大阪府河内長野市河合寺423-6

TEL 0721-65-1821/FAX 0721-65-1472

<http://www.jisha.or.jp/oshec/index.html>



## 平成30年3月 講習開催のご案内

## 鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先  
 (公社)鹿児島県労働基準協会 本部  
 TEL099-226-3621 FAX099-226-3622  
 鹿児島基準協会 検索

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能 講習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 3/5~3/9	2/5~2/9	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
		【科目免除者】 3/5~3/6		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
技能 講習	床上操作式クレーン運転	3/5~3/7	2/5~2/9	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
技能 講習	玉掛け	3/12~3/14	2/13~2/16	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
技能 講習	小型移動式クレーン運転	3/19~3/22	2/19~2/23	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
特別教育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	3/12~3/13	2/13~2/16	会員 16,460円 一般 19,700円	
その他	研削といしの取替え等 (自由研削用)	3/19	2/19~2/23	会員 10,908円 一般 11,988円	
その他	安全衛生推進者	3/15~3/16	2/13~2/16	会員 12,284円 一般 13,284円	
その他	職長教育	3/22~3/23	2/19~2/23	会員 12,744円 一般 15,984円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。

切り取り

## 平成30年度 技能講習・安全衛生教育のご案内送付依頼書

《見本》

希望部数	部		
送付先名 (事業場名又は氏名)			
送付先住所	〒		
TEL		FAX	
担当者名			



※平成30年2月中旬頃、発送予定です。希望者はFAXにてご依頼下さいようお願いします。

FAX 099-226-3622まで